

六ツ美南部学区 災害対策本部行動マニュアル

災害時の行動と平常時の準備

共助



公助



自助



災害時安全に避難、火災を出さない、
全員が7日間生き延びる

六ツ美南部学区災害対策本部
六ツ美南部学区総代会 防災委員会

【目 次】

1	はじめに	2
1-1	狙い・目的	2
1-2	想定	2
1-3	本マニュアル作成上の前提	2
1-4	本部隊員の権限	2
2	災害時の行動手順編	2
2-1	地震災害	2
2-1-1	本部開設・運営手順	2
2-1-2	警防班、救護班の役割	5
2-1-3	避難所班の役割と手順	5
2-2	風水害	10
2-2-1	本部の行動手順	10
2-2-2	民間事業所の避難所	10
3	平常時の準備編	11
3-1	地震災害	11
3-1-1	本部開設・運用準備	11
3-1-2	警防班、救護班の準備	11
3-1-3	避難所班の準備	11
3-2	風水害	14
3-2-1	本部の準備	14
3-3	学区防災訓練	14
3-3-1	防災訓練の実施	14
3-3-2	平常時の準備	15
3-4	防災推進体制	16
3-4-1	考え方	16
3-4-2	推進体制	16
3-4-3	担当業務	16
3-5	本マニュアル作成者名簿	16
4	帳票・ステッカ・展示パネルのリスト編	17
4-1	帳票・ステッカ	17
4-2	展示パネル	18
5	被害想定	18
5-1	地震による被害想定	18
5-2	水害による被害想定	18
6	添付資料リスト	19

2020.04.01 第1回改定

2024.01.09 第2回改定

1 はじめに

1-1 狙い・目的

学区災害対策本部が、迅速に機能して行動するため、災害時の行動と平常時の準備について定める(以下、災害対策本部を「本部」、災害対策本部行動マニュアルを「本マニュアル」、指定避難所を「避難所」、岡崎市を「市」、六ツ美南部小学校を「小学校」と称す)

1-2 想定

「災害後7日間は行政の支援なし、消防車・救急車も来ない、電気と上下水道、通信が機能しない」という想定の下、本部の行動を示す

1-3 本マニュアル作成上の前提

①避難所

- ・市から避難所に指定されている下記3ヶ所とする
小学校、南部学区市民ホーム、南部学区こどもの家
- ・受け入れ避難者数には限度があるので、各町でも避難者への対応を準備する

②医療救護所

- ・医療救護所は六ツ美中学校に開設される

③公的支援

- ・災害後7日間は公的支援(食料、救急車、消防車)が無い状態で備える

④災害時の対応・対策行動

- ・各町の防ぎよ隊が主体的に対応し、町総代(総代会4役以外)は各町防ぎよ隊の任に充る

⑤本部

- ・情報収集・情報発信と学区避難所の開設支援を行う

⑥学区の防災倉庫備蓄品

- ・避難所への供給物品とする。各町でも防災倉庫を準備し計画的に備蓄する

⑦本マニュアルの検証・改定

- ・総代会は計画的に防災訓練を行い、本マニュアルを検証・改定する

⑧地震・水害の定量的被害想定値を下記とする

- ・重傷者50人～105人、軽症者1050人 ・倒壊家屋1050棟 ・延焼建物500棟
- ・矢作川氾濫時の浸水高さ3m～10m(参照：岡崎市水害対応ガイドブック)
- ・広田川、安藤川、占部川氾濫時の浸水高さ0.5m～3m(参照：岡崎市水害対応ガイドブック)
- ・詳細は5項参照
(参考：避難所利用者2000～3000人の可能性有り)

1-4 本部隊員の権限

①本部隊員は役割任務遂行上の人事権、指示命令権を有する

- ・各町防ぎよ隊への指示命令、避難者などの住民への指示命令権を有する

②学区住民は本部隊員の役割任務遂行への協力を担う

- ・総代会OB、社教OB、地域各種団体経験者は協力する

課題：

悠起の里を避難所として利用できるように行政に要望を出す

2 災害時の行動手順編

2-1 地震災害

2-1-1 本部開設・運営手順

(1) 初動時の対応

①本部隊員の招集

- ・招集者：本部隊長(総代会長)
- ・被招集者：本部組織表への記載者(参照：表1)

- 市の関係者(地域防災連絡員、避難所運営担当者)と連携
- ・招集時期：地震関連情報または事案発生後、隊員は自主集合
- ②本部開設
 - ・震度5強以上の地震で3時間以内(目標)に小学校に開設
- ③本部の組織と連絡網(参照：図1)
 - ・本部の組織と連絡網を図1に示す

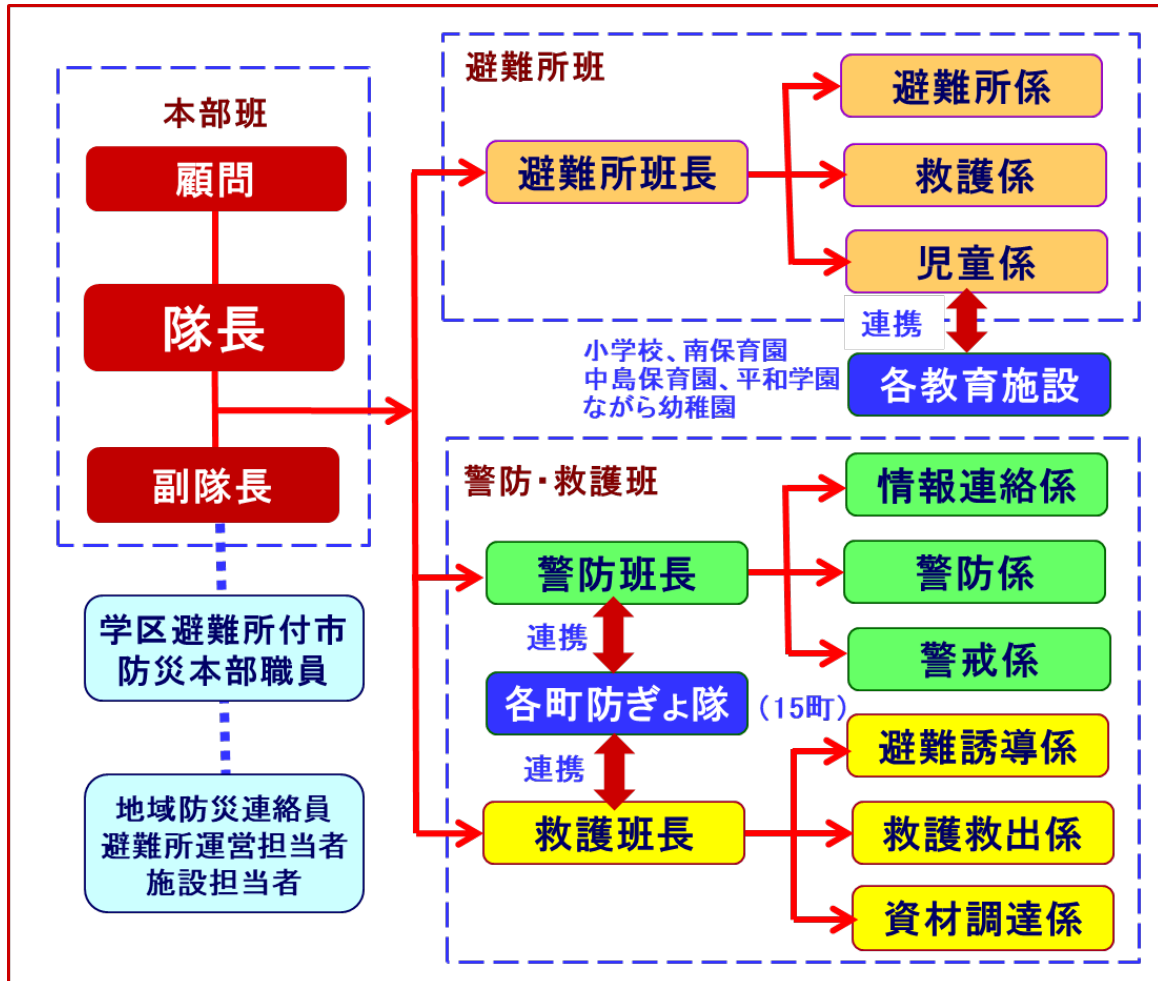


図1 本部の組織と連絡網

- ④本部隊員の役職一覧(参照：表1)
 - ・本部隊員の役職一覧を表1に示す
- ⑤隊員の選任と召集
 - ・班長、係長は必要に応じて予備隊員を適時選任することができる
 - ・正隊員、副隊員は自主参集、予備隊員は要請により参加
- ⑥隊長、副隊長は参加した隊員を確認し、各班長から各係に配員の指示をする
 - ・隊員不足の場合は予備隊員を招集
 - ・連絡網(図1)で連絡する。通信不通の場合は徒歩、自転車、2輪車を活用
- ⑦各班長は各係の準備状況により隊員の配員割り振りを調整・指示する
 - ・問題がある時は隊長に打ち上げ迅速に対応
- ⑧本部は小学校に開設する
 - ・小学校のレイアウト図(添付資料C)に基づき備品を配置し運用を開始
 - ・レイアウトは学校の屋外、屋内全ての利用施設等を記載したものを提示
- ⑨隊長は衛星無線電話を設置し、市本部と通信を確保

表1 本部隊員の役職一覧

区分	役職	正隊員	副隊員	予備隊員
本部班	隊長	総代会会長		
	副隊長	総代会副会長	前総代会副会長 2代前総代会副会長 3代前総代会副会長 防災担当委員 消防署員OB	
	顧問	小学校校長		
避難所班	避難所班長	社教委員長	前社教委員長 前総代会会長	2代前社教委員長 3代前社教委員長
	避難所係長	福祉委員会委員長	前福祉委員会委員長 2代前総代会会長 3代前総代会会長 防災担当委員 女性部部长 前女性部部长	2代前女性部部长 防災士資格所有者 防災担当委員OB
	救護係長	自主防災クラブ部長	前自主防災クラブ部長	2代前自主防災クラブ部長
	児童係長	小学校PTA会長	小学校同窓会会長	前小学校PTA会長 前小学校同窓会会長
警防・救護班	警防班長	総代会書記	前総代会書記 2代前総代会書記 3代前総代会書記	消防団3部部长 消防署職員OB 防災士資格所有者
	救護班長	総代会会計	前総代会会計 2代前総代会会計 3代前総代会会計 防災担当委員	防災士資格所有者 防災担当委員OB

⑩本部は次の役割を担う

- ・各町内会からの情報や要請などの集約
- ・市災害対策本部への情報提供および要請(市との連携)
- ・各町内会への情報伝達
- ・避難所の立ち上げ(開設準備と初期の運営支援)
- ・医師会が行う医療救護所と初期の連携(主に情報共有、開設から3日間)
- ・避難者の児童、学校、幼稚園、保育園および平和学園の要請に対する支援

(2) 開設後の対応

①開設後の優先作業

- ・学区内の消火活動(延焼防止のため消防団と連携)
- ・閉じ込め者、けが人の救護(各町相互協力)
- ・各町の被災状況(添付資料A)を集約し市災害対策本部へ経過報告(添付資料A)
- ・インフラ「道路、電気、都市ガス、上下水道、通信」の被災状況把握と行政への復旧依頼
- ・各町防ぎょ隊への情報展開(所定帳票による被災状況情報収集：添付資料A)
- ・本部の活動に必要な機材・備品の準備・設置(避難者に協力支援を要請可能、添付資料E、F)
- ・マンホールトイレおよび簡易トイレの設置(避難者に協力支援を要請可能、添付資料J)

②各職位の役割遂行開始

- ・レイアウト図(添付資料C)により係ごとに各場所にて役割業務を開始
- ・掲示板等に記録記入用紙を張り付けて各係で役割を開始
- ・係ごとに、本部開設に必要な機材・備品をリスト(添付資料E、F)に基づき学区防災用倉庫・

- ・防災備蓄倉庫より持ち出して設置する(発電機、隊員の飲料水、食料準備)
- ・仮設トイレを必要に応じて、できるだけ早く市へ設置要望を出す
- ③各係長全員との定時会議(情報交換、進捗確認、各町防ぎょ隊からの指示展開)
 - ・朝1回、昨日の活動の進捗、問題の確認、本日の活動内容
 - ・状況に応じて午後情報交換する
 - ・教室(5-3)で行う

2-1-2 警防班・救護班の役割

警防班、救護班は6つの係で役割を担う(参照：表2)

表2 警防班、救護班の役割

班	係	役割
警防班	情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・各町被災・被災者情報の収集(添付資料A) ・岡崎市への報告・市からの情報伝達(添付資料A) ・救援物資要請情報収集と市への要請(各町と連携)
	警防係	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防止のための情報交換(通電火災防止など) ・各町の初期消火状況・火災情報の把握
	警戒係	<ul style="list-style-type: none"> ・各町へ窃盗被害防止の巡回指示(各町の警戒係と連携) ・防災機関など(警察など)への協力要請
救護班	避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所係(図1)に編入し活動 ・駐車場の交通整理
	救護・救出係	<ul style="list-style-type: none"> ・救護係(図1)に編入し活動(応急手当の実施)
	資材調達係	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しの実施(避難所係の食糧・物資班と連携) ・救援物資の受け入れ・分配(情報連絡係と連携)

2-1-3 避難所班の役割と手順

(1) 避難所係の役割

学区避難所の内、小学校に限定して記載する。(市民ホーム、こどもの家は別途検討)

(1-1) 避難所開設・運営支援手順(参照：岡崎市避難所運営マニュアル)

- ①本部と市の地域防災連絡員、避難所運営担当で開錠と避難者受け入れを準備
 - ・地域防災連絡員は、校門および体育館などの開錠を行い、本部避難所係は避難誘導を行い、避難者を屋外で待機させる
- ②本部の組織表、連絡網を掲示
 - ・本部および市の連絡員の氏名と電話番号、担当業務を掲示

(1-2) 受け入れ準備(可能ならば避難者にも協力支援を要請し実施)

- ①避難所および周辺的安全確認(添付資料Cのレイアウト図により利用する場所の安全確認)
 - ・避難所として利用する教室、体育館、グラウンドなど
 - ・危険および立ち入り禁止場所への表示・掲示、ロープ設置、トイレの使用可否掲示(添付資料D、G、H)
- ②自動車の乗り入れの規制
 - ・学区で認めた車は表示(職員駐車場許可証)をして所定の駐車場へ
- ③避難者受け入れスペースの確保
 - ・本部避難所係で体育館、特別教室の倒壊物などを撤去する。(対応が難しい場合は避難者の協力を要請する)
- ④ライフラインの確認と避難所開設用の機材・備品の搬出・設置(添付資料E、F)
 - ・電気、水道、ガス、トイレ、電話、ファックス機、放送設備、無線機器など
 - ・体育館舞台側に(災害用)特設公衆電話端末が有るので通話可否を確認(機器は防災倉庫内にある)

- ・避難所で必要な機材・備品の搬出・設置(添付資料E、F)
- ・小学校より借用する機材・備品をリスト(添付資料E、F)に基づき搬出・設置
- ⑤屋内のレイアウトづくり
 - ・体育館内外、特別教室の廊下など数か所にレイアウト図(添付資料C)の掲示と、パネル・看板(添付資料D、G、H)などを設置
(参考：特別教室とは病人用、授乳用、妊婦、要支援者の対応教室)
 - ・レイアウト図(添付資料C)に基づき屋内の居住エリア、受付、物資配布場所などを設定
- ⑥避難所運営上の共通遵守事項を各場所に掲示
 - ・避難所における共通ルール、ペット同行避難に係る注意事項掲示(添付資料B)
 - ・トイレ、ごみ処理、清掃・喫煙・食事、飲酒・防火、防犯など
- ⑦屋外避難者への情報公開
 - ・受付開始予定時間を案内
 - ・収容人数能力超過の場合の対応を連絡(市民ホーム、こどもの家への移動)
 - ・避難所内の居住エリア、特別教室利用対象者などを説明
(参考：避難所は「住宅などが居住できなくなった方」が利用可能)
- ⑧屋外避難場所のレイアウトづくり
 - ・屋外レイアウト図(添付資料C)に基づきパネル等を設置
 - ・屋内体育館、廊下等にレイアウト図(添付資料C)を掲示
- ⑨避難者の受付(人数確認、①～⑧と並行して行う)
 - ・避難所到着者から避難者名簿(添付資料B)へ記入
 - ・一般者、病人、妊産婦、乳幼児家族、要支援特別者も区分ごとの名簿へ記入
 - ・避難者名簿に通し番号を記入しておくことにより人数を把握
 - ・避難者名簿に記入して本部役員が確認後、名簿を返却
 - ・外国人、旅行者、帰宅困難者の方は一般者と同じ扱いとする
 - ・小学校に収容出来ないときは市民ホーム、こどもの家の順とする
 - ・病人、妊産婦、乳幼児家族、要支援者は原則として小学校の避難所を利用
- ⑩ペットは避難所内に持ち込み禁止(添付資料B)のため所定の所に係留またはゲージ保管

課題：

- ①六南あおみの運動所、悠紀の里での車中泊避難者の利用について学区で決めておく
 - ・利用者の範囲をどこの町内とするか
 - ・希望者は学区災害対策本部で受付管理する(収容能力を超えた場合の対応)
 - ・避難者の食料等救援物資の申請、配給、トイレなど(維持管理部署はどこが担当か?)
- ②平和学園の地域交流館の利用を関係部署と協議
- ③小学校グラウンドの車中泊避難者の手順
 - ・グラウンドでの車中泊希望者は学区災害対策本部へ申請
 - ・希望者が収容能力を超えた場合の処置(抽選をする、優先度ルール)
 - ・来場車の順に校舎側の奥から詰めて駐車
- ④要支援者は専用避難所の活用手順を決めておく

(1-3) 受け入れ開始(前項⑤屋内レイアウト準備ができれば受け入れ開始する)

- ①避難者名簿の番号順に入場する(学区住民以外および外国の方も含む)
 - ・一般避難者は体育館、一般教室へ避難
 - ・体育館レイアウト図(添付資料C)に従って順番に入場
(参考：体育館に73家族避難146人避難)
 - ・一般教室への入場は6-2から6-3、3-1から3-3、4-1から4-3の順に入場する
(参考：一教室8ブロック16人避難)
- ②病人、妊産婦、乳幼児家族、要支援者はそれぞれの部屋へ入場
 - ・大きい部屋は12人、小さい部屋は8人ずつ詰めていく
- ③小学校が一杯に成った場合、市民ホーム、こどもの家へ避難

(参考：市民ホームは、和室9家族18人、2階ホール17家族34人)

(参考：こどもの家のレクレーション室は、55家族110人)

- ④各部屋に入室できたら避難者で倉庫内の機材・資材を運搬・設置を行う
 - ・学区防災倉庫内用品一覧表、避難所運営備品リスト(添付資料E、F)
- ⑤避難者名簿を集計して、本部へ報告し本部から市へ報告(添付資料B)

課題：

- ①学校側と一般教室使用についての協議が必要
- ②体育館と一般教室への避難者の区分は先着順で良いか
普通教室(エアコンあり)は弱者利用、足腰OKの方はエアコンなし教室利用
- ③市民ホーム、こどもの家での避難所開設、運営手順を決める

(1-4) 避難所運営委員会設置

(以下、避難所運営委員会を「運営委員会」と称する)

- ①岡崎市避難所運営担当者により運営委員会本部の設置
 - ・避難所受け入れが完了し、ある程度落ち着いた時期に運営委員会を開設
 - ・全体レイアウト図(添付資料C)に基づき必要な機材・備品を設置
 - ・体育館の舞台側の共用スペースまたは一般教室(6-1)に開設
(運営委員会の定期的会合は一般教室5-1で行う)
- ②運営委員会設置手順を掲載して進める
 - ・運営委員会組織図(氏名の記入していないもの)と市の避難所運営担当者と本部の氏名を記入したものを掲示
- ③避難者の方に運営委員会設置の目的説明と役割担当者の人選依頼
 - ・目的は避難所の問題解決を協議して進めるためルール作り(避難者で決めて守る)
(食料、物資の配給、避難所内の衛生環境、避難者間でのトラブル回避のためのルール作り：
添付資料B)
 - ・諸課題解決のため市と連携
 - ・岡崎市避難所運営担当者により説明を行う(ハンドマイクで)
- ④原則として、避難者の方で役割担当を担い組織
 - ・本部(学区)隊員が初めに支援
- ⑤人選方法は経験調査に基づいて行う
 - ・自己申告して頂く(役割分担業務に経験・知識がある方)
 - ・運営委員長、運営副委員長候補者は各町避難者の中で地域の活動経験者(総代、社教各団体経験者など)、公務員OBや会社員OBで諸会合などの運営経験の有る方
 - ・運営委員会班長9人の人選は避難者の意見を基に人選
- ⑥運営委員長から組織図に各班の人選担当者氏名を記入して掲示
 - ・組織図に氏名が記入できるものを作成
- ⑦本部(学区)長から指名された隊員の支援者氏名も組織表に記入

課題：

- ①市民ホーム、こどもの家の避難所運営委員会設置と人選
- ②本部(学区)からの支援部署と人員の確保

(1-5) 運営委員会の各組織と役割

- ①運営委員会の組織(参照：図2)

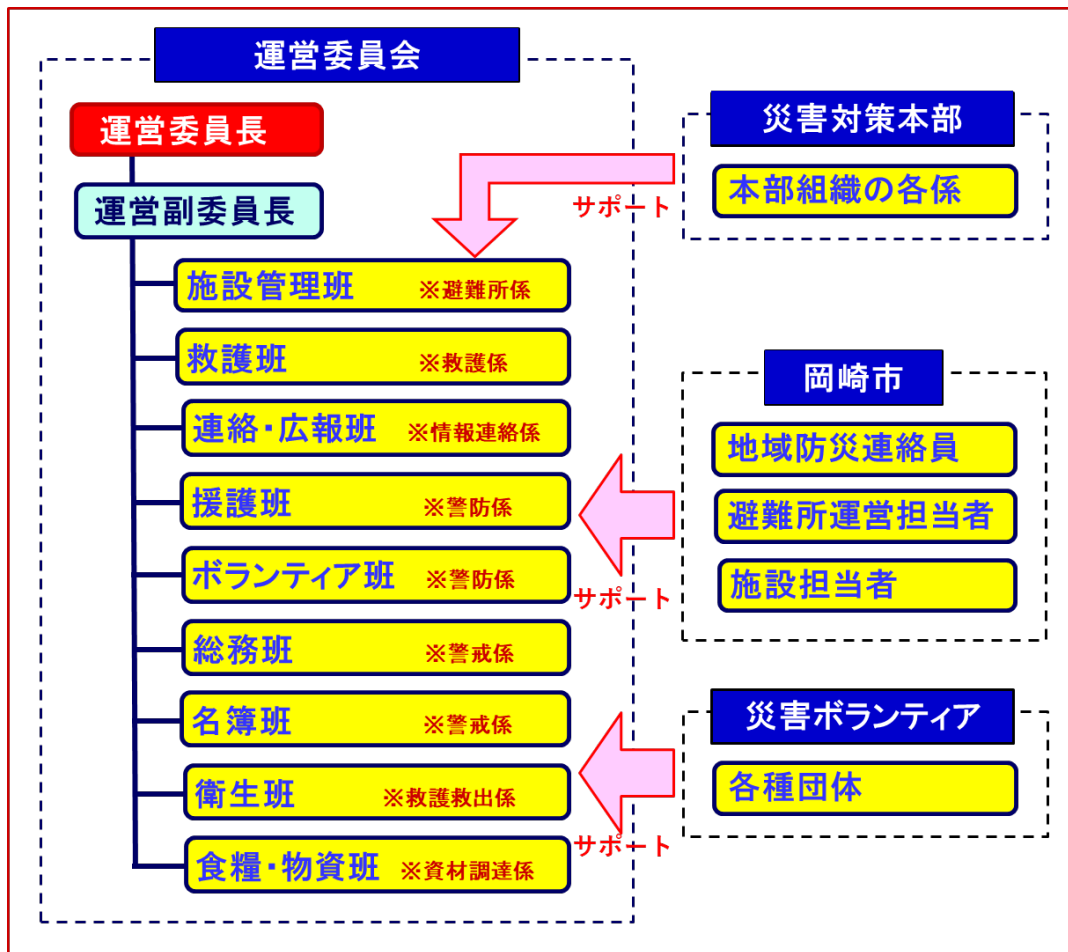


図2 運営委員会の組織

②運営委員長、運営副委員長の役割

- ・ 全員出席の委員会を1日1回から2回程度開催(教室5-1)
- ・ 午前の会議は前日の委員会での宿題と進捗・結果および新たな問題と対応を共有
- ・ 午後の会議は諸問題についての進捗・結果、問題と対応について話し合い
- ・ 委員会の決定事項を必要に応じて遵守事項(添付資料B)として開示
- ・ 各班の進捗・問題処理などの状況により、本部(学区)支援者への協力を調整
- ・ 各班の会議開催を要請して問題・要望などをまとめる
- ・ 運営委員会の9つの班で必要な機材・備品のリスト作成し、調達保管
- ・ 市へ学区避難所状況報告書にて適時報告

③運営委員会の各役職名を分りやすくする

- ・ ベスト、腕章などをつけて行動

④各班の役割と対応を表3に示す



表3 運営委員会各班の役割

班	主な役割	対 応
施設管理班	危険個所の対応	進入禁止部屋・トイレ 使用可否などのパネル表示
	防火・防犯の対応	火気使用場所・施設内全面禁煙などのパネル表示(添付資料D) 発電機やスマホなどの充電電源の準備 内外の施設・設備・機材のパトロール実施
救護班	病人・負傷者への対応	病人・負傷者の処置場所の確保、患者などの収容場所確保
	避難者の健康管理	健康相談室の設置・健康管理簿の作成
連絡・広報班	本部(ラジオ等)情報収集	地域防災無線などを使用
	避難所内外へ情報発信	本部への情報提供、地域住民への情報提供
	情報掲示板での周知	情報掲示板の作成、運営、管理
援護班	女子・子供・外国人の安全安心の確保	女子・子供・外国人からの要望聴取、女性専用の物干し場確保 こどもの居場所確保、授乳室などの確保
	要支援者への対応・支援	要支援者からの要望聴取・声掛け・バリアフリー化
	プライバシーの保護対策	プライバシーの確保に関するニーズの把握
ボランティア班	ボランティアの要請	ボランティア必要箇所の特定・要請・まとめ
	ボランティアの受入・管理	ボランティアの状況の伝達、受入体制確保、人数・時間の管理
総務班	運営委員会の事務局	運営委員会の円滑運用・日程調整・資料作成
	避難所の秩序・維持管理	避難者からの意見要望・住居スペースの移動
	マスク対応	避難所記録作成・マスクへの問い合わせ対応
	地域との連携	地域、在宅被災者への対応
名簿班	避難者名簿の作成・管理	新規・在宅避難の登録・管理、退所者の確認
	問い合わせの対応	外部からの問い合わせ対応
	郵便物・宅配物の取次ぎ	郵便物・宅配物の保管・配布
衛生班	トイレ・ごみ・風呂への対応	マンホールトイレのおよび簡易トイレの開設、 ごみ集積場所の確保と清掃、管理 トイレ、ごみ集積場所の消毒、風呂の設置場所確保、入浴管理
	避難所内の清掃・整頓	避難所の清掃割り振り作成、避難者への整理整頓の周知徹底
	ペットの対策	ペット収容場所の確保、ペットの入出所管理
	生活用水の管理	生活用水の確保・用水使用方法の取り決め 生活用水の貯水場所の選定・管理
食糧・物資班	避難所食糧・物質の配給	避難者へ食糧・物質の配給と保管・管理
	不足物品の要請	不足物資の把握と不足物資の要請
	炊き出し・食中毒対策	炊き出し実施、食中毒への対策

課題：

- ①夜間の災害に備えての機材、備品のリストアップと準備
- ②夜間の災害時の本部の設置方法の検討

(2) 救護係の支援手順

- ①六ツ美中学校に開設される医療救護所との連携を図る
- ②トリアージなどの処置が必要な場合、該当者（該当町）が直接医療救護所へ行く
 - ・各町の負傷者は各町で支援して、直接医療救護所へ行く
- ③小学校内の保健室は運営委員会の救護班が避難者の健康管理を行う場所とする

(3) 児童係の支援手順

- ①避難所に児童係受付場所設置(教室5-2)
- ②児童、園児のみで避難してきた場合の対応
 - ・氏名や所属町を確認し保護者へ連絡
 - ・保護者への引き渡し完了まで、児童係で一時的に預かる
 - ・責任者は、避難所班長へ随時状況報告し、班長から本部へ報告する

③保育園、幼稚園、小学校、平和学園の状況確認

- ・被害状況、保護者への引き渡し不可状況確認
- ・応援、支援の必要性の有無の確認「有りの場合の対応策検討」
- ・責任者は、避難所班長へ随時状況報告し、班長から本部へ報告
(各園、学校から被害状況が本部へ上がってくる：添付資料A)

課題：

- ①災害発生時学区との情報共有がうまく取れるか
- ②応援、支援の必要時可能か
(特に中島保育園、ながら幼稚園が本部から離れているため)
- ③中島保育園が後屋敷の避難所として協定を結んでいるが、学区として近隣町の避難所としての利用を検討する必要があるのではないか

2-2 風水害

2-2-1 本部の行動手順

(1) 風水害発生前

占部川、安藤川、広田川、矢作川の氾濫危険水位を超える恐れのある時

- ①「水害警戒レベル3の避難準備」で本部を小学校の3階以上に開設する
- ②各町防ぎょ隊と連携して避難行動について情報交換する(避難指示の項目徹底)
- ③行政からの避難情報に基づき、学区外の施設で開設・運用準備をする

(2) 風水害後

- ①小学校が水没して避難所としての機能しない為、学区外の学校・施設(民間含む)を借用して開設・運用する
- ②災害対策本部隊員の住宅も被災していて、その対応が優先するため学区外の人的支援を受けて行う
- ③震災時の本部の組織を立ち上げる
- ④本部(図1)の9つの係が役割を行う

2-2-2 民間事業所の避難所

(株)デンソー西尾製作所との水害時の避難所協定(2023年時点で契約は解除されている)

- ・避難所場所：デンソー西尾製作所教育センター2階、3階の300㎡
- ・対象地域：六ツ美南部小学校区の住民

課題：

- ①災害発生時学区との情報共有がうまく取れるか
- ②応援、支援の必要時可能か(特に中島保育園、ながら幼稚園が本部から離れているため)
- ③中島保育園が後屋敷の避難所として協定を結んでいるが、学区として近隣町の避難所としての利用を検討する必要があるのではないか



3 平常時の準備編

3-1 地震災害

3-1-1 本部開設・運用準備

(1) 本部隊長・副隊長の準備

① 役員選定基準(表4)により、次年度の組織図と連絡網を毎年度末に作成し、隊員配布用と掲示用を印刷保管し、次年度、隊員に配布

- ・ 隊員は正隊員、副隊員、予備隊員で構成されているので毎年隊員氏名を更新

表4 本部の隊員の任期と位置づけ

項目	内容
隊員の任期 (原則として)	現職の総代会4役と現職の社教各団体役員はその役職の任期
	総代会OB・社教各団体OBは3年
	消防署職員OB・資格保有者・防災指導員・防災指導員OBは3年
隊員・ 対象施設の 位置づけ	災害発生時、消防団3部部長・消防署職員OBは本庁からの招集可能性あり
	本部隊員選任者は、各町の防ぎよ隊本部職を除外(免除)する
	児童係は小学校、六ツ美南保育園、中島保育園、ながら幼稚園、平和学園が対象

② 小学校の校舎、体育館、グラウンドのレイアウト図(添付資料C)の更新

- ・ 訓練を行い変更の発生時にレイアウト図を更新し配布用と掲示用を印刷・保管

③ 岡崎市防災本部書式による被害報告書(添付資料A)を改定・印刷・保管

④ 各町防ぎよ隊より報告してもらう被害報告書(添付資料A)を改定し各町配布

⑤ 防災倉庫備品一覧表(添付資料E、F)を改定・印刷・保管

⑥ 警防班・救護班の6つの係で必要な機材・備品一覧表を改定・印刷・保管と定期点検

⑦ 本部として活動予算を確保(3~5年計画と予算計画を立案して確保)

- ・ 本部と本部3班(参照:図1)、本部の9つ係の活動全てを含む

3-1-2 警防班、救護班の準備

警防班、救護班の準備を表5に示す

表5 警防班、救護班の準備

班	係	役割
警防班	情報連絡係	・市への申請書作成印刷
	警防係	・火災関連の被害状況収集帳票作成印刷
	警戒係	・窃盗・盗難関連の被害状況収集帳票作成印刷
救護班	避難誘導係	・駐車場案内の看板、パネルなどの作成
	救護・救出係	・応急手当備品リスト作成印刷と備品の整備点検
	資材調達係	・各町からの救援物資申告書作成印刷 ・炊き出し用の機材・備品の調達方法を決めておく ・食料品の調達方法を決めておく

3-1-3 避難所班の準備

(1) 避難所係の準備

(1-1) 避難所開設準備

次年度の組織図(当年度の対象者氏名を記入したもの)と連絡網を毎年度末に作成し、支援者へ配布し掲示用を印刷・保管

(1-2) 受け入れ準備

① 周辺の安全確認

- ・危険な場所、立ち入り禁止表示の看板作成、ビラの作成(添付資料D、G、H)、立ち入り禁止ロープ購入

② 自動車の乗り入れ規制

- ・駐車場案内看板、三角コーン(おもり付き)、連結棒購入
- ・許可者用駐車場利用許可書(A4)を作成・印刷・保管

③ ライフライン確認と避難所開設機材・備品の準備、搬出

- ・使えるライフラインの表示ビラ作成
- ・避難所開設機材・備品リストを作成し、購入準備して保管
- ・体育館内、教室、廊下、グラウンドで必要な備品をリストアップ

④ 屋内レイアウトづくり

- ・小学校の全体配置図および教室等の平面レイアウト図(添付資料C)を改定・印刷・保管
- ・体育館内で必要な備品、屋内外案内表示ビラ(添付資料D、G、H)の改定・印刷・保管
- ・体育館内の避難者居住場所のエリア区分に必要な備品購入
- ・その他、学区市民ホームおよび学区こどもの家のレイアウト図作成

⑤ 避難所運営上の共通事項と遵守事項(添付資料B)を改定・印刷・保管

⑥ 屋外避難者への情報公開

- ・情報公開する内容項目一覧を作成・印刷・保管

⑦ 屋外避難所(グラウンド)のレイアウトづくり

- ・仮設トイレ表示パネル(男性用、女性用)案内(添付資料D、G、H)を改定・印刷・保管
- ・屋外の利用場所、置き場の案内看板作成(女性用の洗濯物干場など含む)
- ・ペット受け入れルール(添付資料B)を改定・印刷・保管、案内看板作成

⑧ 避難者の確認

- ・避難者名簿(添付資料B)の改定・印刷・保管

(1-3) 受け入れ開始準備

本部報告用避難者名簿(添付資料B)の改定・印刷・保管

(1-4) 運営委員会設置準備

① 運営委員会設置

- ・運営委員会設置に必要な機材・備品のリスト作成印刷、調達、購入、保管

② 運営委員会設置手順掲載

- ・組織図に本部支援者氏名を記入したもの、レイアウト図(添付資料C)を改定・印刷・保管

③ 運営委員会設置の目的説明、役割担当、人選依頼

- ・目的、避難所ルール、遵守事項、人選方法の資料作成・印刷・保管

(1-5) 運営委員会各組織の準備

運営委員会は通常時設立されていないため、準備はできないので避難所班(参照:図1)と防災委員会(参照:3-4-2項)が分担する

① 委員長、副委員長の準備

- ・委員会の運営上の遵守事項(添付資料B)を改定・印刷・保管
- ・各班との定期会議の開催要領(日時・議論内容・報告事項・決定事項)を作成印刷

② 各班の準備

各般の準備を表6に示す

- ・防災訓練を行い準備帳票、機材、備品パネルなどの準備品を確認し手配
- ・各班員の表示として「ベスト」「腕章」などを購入し、表示用紙の改定・印刷・保管

(2) 救護係の準備

(2-1) 医療救護所開設準備

医療救護所は六ツ美中学校に開設されるので準備はなし

課題：本部で何らかの対応準備ができないか検討が必要

表6 運営委員会各班の準備

班	主な役割	対 応
施設管理班	危険個所の対応	進入禁止部屋・トイレ 使用可否などのパネル表示
	防火・防犯の対応	火気使用場所・施設内全面禁煙などのパネル表示(添付資料D) 発電機やスマホなどの充電電源の準備 内外の施設・設備・機材のパトロール実施
救護班	病人・負傷者への対応	病人・負傷者の処置場所の確保、患者などの収容場所確保
	避難者の健康管理	健康相談室の設置・健康管理簿の作成
連絡・広報班	本部(ラジオ等)情報収集	地域防災無線などを使用
	避難所内外へ情報発信	本部への情報提供、地域住民への情報提供
	情報掲示板での周知	情報掲示板の作成、運営、管理
援護班	女子・子供・外国人の安全安心の確保	女子・子供・外国人からの要望聴取、女性専用の物干し場確保 こどもの居場所確保、授乳室などの確保
	要支援者への対応・支援	要支援者からの要望聴取・声掛け・バリアフリー化
	プライバシーの保護対策	プライバシーの確保に関するニーズの把握
ボランティア班	ボランティアの要請	ボランティア必要箇所の特定・要請・まとめ
	ボランティアの受入・管理	ボランティアの状況の伝達、受入体制確保、人数・時間の管理
総務班	運営委員会の事務局	運営委員会の円滑運用・日程調整・資料作成
	避難所の秩序・維持管理	避難者からの意見要望・住居スペースの移動
	マスコミ対応	避難所記録作成・マスコミへの問い合わせ対応
	地域との連携	地域、在宅被災者への対応
名簿班	避難者名簿の作成・管理	新規・在宅避難の登録・管理、退所者の確認
	問い合わせの対応	外部からの問い合わせ対応
	郵便物・宅配物の取次ぎ	郵便物・宅配物の保管・配布
衛生班	トイレ・ごみ・風呂への対応	マンホールトイレのおよび簡易トイレの開設、 ごみ集積場所の確保と清掃、管理 トイレ、ごみ集積場所の消毒、風呂の設置場所確保、入浴管理
	避難所内の清掃・整頓	避難所の清掃割り振り作成、避難者への整理整頓の周知徹底
	ペットの対策	ペット収容場所の確保、ペットの入出所管理
	生活用水の管理	生活用水の確保・用水使用方法の取り決め 生活用水の貯水場所の選定・管理
食糧・物資班	避難所食糧・物質の配給	避難者へ食糧・物質の配給と保管・管理
	不足物品の要請	不足物資の把握と不足物資の要請
	炊き出し・食中毒対策	炊き出し実施、食中毒への対策

(2) 救護系の準備

(2-1) 医療救護所開設準備

医療救護所は六ツ美中学校に開設されるので準備はなし

課題：本部で何らかの対応準備ができないか検討が必要

(3) 児童系の準備

小学校、幼稚園、保育園および平和学園と個別に災害時の支援について協議し文書化を実施

課題：

- ①年1回(4～5月)連絡網の確認を実施
- ②各園との支援内容検討⇒学区から人の応援が必要か？
(各園では、「人の応援がほしい」とのこと。ながら幼稚園、中島保育園は本部と離れており、さらに職員に女性が多いため)
- ③水害で警戒レベル4が発令された場合の対応策が不明確(現状では、2階以上に一時避難)

3-2 風水害

3-2-1 風水害時の本部の準備

(1)風水害発生前

「占部川、安藤川、広田川、矢作川の氾濫危険水位を超える恐れのある時」

- ①水害警戒レベル発生ランク毎と本部の対応を検討して決める
- ②各町と市との情報交換項目と方法を決める(避難指示の項目徹底)
- ③学区外の施設で開設・運用準備をする協議を市と行う
- ④各町への準備・対応のアピール
 - ・個人の判断で避難するため避難場所、方法の紹介
 - ・要支援者への対応方法の事例紹介

(2)風水害発生後

- ①小学校が水没して避難所としての機能しない為、学区外の学校・施設(民間含む)を借用して運用する方法を市と協議する
- ②人的支援、物的支援の両面で市と協議する
- ③水害時の本部の組織立ち上げと役割を検討する

課題：風水害後「行政、本部、各町防ぎょ隊、個人」の行動について市と協議を進める

3-3 学区防災訓練

3-3-1 防災訓練の実施

(1)通年の防災訓練

本部開設と各町防ぎょ隊、避難所開設支援について、社教団体・小学校と連携した訓練計画を立て訓練を実施

- ①年初に本部隊員全員(市の連絡員、避難所運営担当者、社教各団体員含む)への本マニュアルについての説明会(勉強会)を実施
- ②本部組織の開設・運用訓練
 - ・本部隊員の招集と本部開設・運用訓練

訓練内容：

情報収集、消火、負傷者救助・救護、炊き出し、避難誘導、
救援物資配給などの訓練とレイアウト図(添付資料C)に沿った看板、表示パネル
(添付資料D、G、H)の設置訓練

- ・添付資料C、D、G、Hの改定
- ③避難所開設支援訓練
 - ・市の地域防災連絡員、避難所運営担当者と本部隊員、社教各団体と各町避難者との合同訓練
 - ・避難所開設・運営準備から避難者受け入れ、居住場所への案内までの訓練
 - ・運営委員会開設訓練
 - ・準備した機材・備品の設置と活用訓練
 - ・避難所運営ゲーム(HUG)に沿った訓練

④学区防災倉庫備品の点検

- ・品目、数量、有効期限、更新時期確認(各町の防災倉庫備品データの共有化)
- ・期限終了品の処理と補充
- ・発電機等は毎年作動可否を確認
- ・添付資料E、Fの改定

⑤上記訓練を本部単独または各町防ぎょ隊と連携した訓練を訓練計画に沿って実施

(2) 六ツ美4学区代表の防災訓練

- ①4年に一度六ツ美4学区代表の訓練が実施される(市の指導により計画実施)
- ②市の計画に前項の①～⑤の訓練を取り込んで実施

3-3-2 平常時の準備

(1) 防災計画中期計画作成

- ①本部開設と各町防ぎょ隊、避難所開設支援について社教団体小学校と連携した4年単位の訓練計画を立案
- ②本部単独、または各町防ぎょ隊と連携した訓練計画を立案
- ③4年毎の六ツ美4学区総合訓練と上記②項の訓練計画立案

(2) 詳細計画と調達計画作成

- ①年初に本部隊員全員(市の連絡員、避難所運営担当者、社教各団体員含む)への本マニュアルについての説明会(勉強会)計画立案
- ②本部組織の開設・運用訓練計画立案
 - ・本部隊員の招集と本部開設・運用訓練計画立案

訓練計画立案内容:

情報収集、消火、負傷者救助・救護、炊き出し、避難誘導、
救援物資配給などの訓練計画立案とレイアウト図(添付資料C)に沿った看板、
表示パネル(添付資料D、G、H)の設置訓練立案

- ・学区防災倉庫の防災備品の点検と活用訓練(見直し更新)

③避難所開設支援訓練計画立案

- ・市の地域防災連絡員、避難所運営担当者と本部隊員、社教各団体と、各町避難者との合同訓練計画立案
- ・避難所開設・運営準備から避難者受け入れ、案内までの訓練計画立案
- ・運営委員会開設訓練計画立案
- ・準備した機材・備品の設置と活用訓練計画立案

④学区防災倉庫備品の点検・更新・購入手配

- ・品目、数量、有効期限、更新時期確認(各町の防災倉庫備品データの共有化)
- ・訓練実施後、環境変化等で必要な備品・数量変更等については市に要望
- ・更新及び補充は市防災課の所轄、点検は学区でも必要

⑤訓練終了後購入手配品、更新手配品を申請書作成し手配を実施

- ・申請書には品目、メーカー、仕様、個数、コストを記入

(3) 防災訓練後のマニュアル検証・改廃

- ①訓練実施後に本部、各班、各係で本マニュアルを検証して改廃作業を実施
- ②次の訓練計画に検証内容を反映して訓練を実施



3-4 防災推進体制

3-4-1 考え方

本マニュアルを継続的に見直し・メンテナンスする体制・担当を総代会内に構築



図3 防災のPDCAサイクル

3-4-2 推進体制

- ①学区の組織内に防災推進体制として「防災委員会」を作る
 - ・災害対策本部との合同会議：計画・訓練の承認・決定
 - ・防災委員会：計画・訓練案の立案
- ②防災委員会委員は構成団体のいずれも原則として、3地区から1名ずつ選出する
 - 構成団体：総代会、防災担当委員、自主防災クラブ、消防団、女性部、
 - 3地区：占部地区、中島東地区、中島西地区
- ③会議開催
 - ・災害対策本部との合同会議は年1回以上開催する
 - ・委員会は原則として毎月開催し3-4-3項の担当業務を議論して進める

3-4-3 担当業務

- ①防災訓練計画を立案(4年単位の計画)し年1回の防災訓練の実施
 - ・学区単独訓練3年間と4年に1度の六ツ美地区総合訓練計画立案(4年単位計画)
- ②防災訓練後本マニュアルを検証して手順を含め本マニュアルの改廃と開示
 - ・年度初めに各町総代と防災委員会を対象に本マニュアル内容について勉強会を実施
 - ・改廃項目は各町防ぎょ隊に速やかに展開
- ③訓練後必要な機材、備品をリストアップし調達手配
 - ・予算計画(4年単位)を立案して、年度毎の予算を確定し手配
 - ・毎年機材、備品の点検、整理整頓と期限切れ品の更新

3-5 令和2年度版本マニュアル作成者名簿

令和2年度版、本マニュアルの作成者を表7に示す

表7 令和2年度版本マニュアル作成者（五十音順・敬称略）

氏名	町名	氏名	町名	氏名	町名
梅田 直樹	上側	柴田 彰	本町	服部 平	八幡
糟谷 友春	上側	志波 史彬	上側	原田 勝	正名二軒屋
小谷 外志男	八幡	杉浦 建夫	安藤	渡辺 雪宣	国正
近藤 良治	中村	鈴木 哲男	境		
齋藤 敏男	本町	長尾 敏志	後屋敷		

4 帳票・ステッカ・展示パネルのリスト編

下記帳票・ステッカ・展示パネルのリストより優先度の高いものより事前準備する

4-1 帳票・ステッカ

表8から表11に各種帳票・ステッカのリストを示す。作成済みの資料を○番号で表記

表8 本部、避難所、運営委員会関連帳票

A 本部の帳票類		B 避難所の帳票類		C 運営委員会の帳票類	
1	災害対策本部組織図	1	避難所支援本部の組織図	1	各班のレイアウト図
2	災害対策本部配置図	2	支援者の連絡網	2	委員の人選方法
3	災害対策本部隊員連絡網	③	機材・備品リスト	3	機材・備品リスト
④	小学校配置全体図	④	教室・体育館内の詳細配置図	4	委員会議事録用紙
⑤	小学校各教室内配置図	⑤	ペット受け入れと遵守事項	5	組織図
⑥	小学校体育館内配置図	⑥	運営上の遵守事項	6	ボランティア申請書
⑦	小学校運動場配置図	7	避難者人数確認票(各町)	7	避難所日誌
⑧	機材・備品リスト	⑧	避難者名簿(4か国語)	8	避難所要望書
⑨	各町からの被害報告書	9	受け入れ対象者優先度	9	
⑩	市への提出被害報告書	10	世帯比率面積表	10	
11		11	収容能力超過時の対応	11	

表9 水害対策、保健室、防災訓練関連帳票

D 水害対策帳票類		E 保健室帳票類		F 防災訓練帳票類	
1	水害発生前の手順	1	保健室配置図	1	防災訓練計画書
2	水害発生後の手順	2	機材・備品リスト	2	機材・備品手配申請書
3		3	支援手順	3	

表10 救援物資、児童係支援、継続的推進関連帳票

G 救援物資帳票類		H 児童係支援帳票類		I 継続的推進帳票類	
1	各町からの申請書	1	学校との取決め書	1	予算計画書
2	学区から市への申請書	2	保育園との取決め書	2	引き継ぎ書
3		3	幼稚園との取決め書	3	
4		4	他の施設との取決め書	4	
5		⑤	被害状況報告書	5	

表11 避難所関連ステッカ(参照：添付資料D、G、H)

J 避難所関連ステッカ					
①	本部、避難所	④	トイレ、各種	⑦	喫煙所
②	要支援者	⑤	ゴミ分別	⑧	矢印
③	禁止	⑥	救援物資	9	その他

4-2 掲示パネル

添付資料D、G、Hを利用して掲示可能な形態（例：ラミネート）に加工して準備する

- ①禁止・場所・施設案内などのパネルは極力絵文字を利用（外国人にも解る）
- ②ラミネート加工はA4、A3サイズが望ましい

5 被害想定

5-1 地震

地震における被害想定を表12、表13に示す

表12 地震における被害想定1

項目	被害想定・状況・対応	復旧想定
最大震度	震度6強:人が立ってられない、家具転倒、ドアが開かない、窓ガラス破損落下	
地盤の液状化	正名から中島西町間が極めて高い。具体的には倒壊家屋数を参照	
死亡者数	死亡者数は11人と想定(人口11,000人の0.05%~0.1%と推定)	
重傷者数	重傷者数は50~105人と想定(倒壊家屋数の5%~10%と推定)。軽傷者は1050人と想定(倒壊家屋数)	
救助活動	地域全域での要救助者の増大や道路の通行不能の可能性が高く、公共の救助は期待できない。負傷者の救助は家庭内(自助)および近隣家庭(共助)で行う必要がある。AEDの設置増加や家庭での常備薬品・用具(包帯等)が重要。日赤・消防本部等による救急・救命法講習受講が必要	
倒壊家屋数	倒壊家屋数は1050棟と想定(7,000棟の15%と推定) 建物倒壊危険度は占部地区では15~20%。中島町、中島西町および中島中町では10~15%。中島東町では10%未満。(全体で15%と推定)	
延焼危険度	中島町(旧県道43号線沿い)は延焼危険度5(最大)で延焼クラスター内の建物が1,000棟以上存在	
延焼建物数	500棟と想定(7,000棟の内、延焼危険度5の建物数を2/3の5,000棟と想定し、その10%の500棟が延焼)	
消防活動 困難危険度	中島町は消防活動困難危険度80%以上。中島町は消防水利が少ない。中島西町、中島東町は60~70%。中島中町、占部地区は40~60%	

表13 地震における被害想定2

項目	被害想定・状況・対応	復旧想定
消防活動	中島町、中島西町、中島中町、中島東町は地震による建物倒壊により消防車が進入できないため防火水槽が利用できない。また地震により水道が遮断され、消防車による消火活動は困難。したがって、各家庭および近隣家庭による消化器を使用した消火活動(初期消火)が重要と考える	
幹線道路閉塞	幹線道路(県道43号線、292号線、479号線)は障害物が存在するが通行可能と想定	4日(完全復旧)
生活道路閉塞	幹線道路以外は閉塞。中島西町、中島東町は道路閉塞危険度70%以上。中島町は60~70%。占部地区は40%以下	2ヶ月
1次避難場所 (六ツ美南部小学校)	六ツ美南部小学校の一時避難者受け入れ人数は4,700人。総人口11,000人の小学校への避難は困難。「あおみの運動広場」や「悠紀の里」も設定すべき	
近隣待機場所	町単位ではなく、組単位での近隣待機場所の設定が必要と考える	
上水道	直後は100%断水	14日
下水道	直後は6%の機能障害。1日後は77%の機能障害。	7日
電力	直後は世帯の90%が停電	4~7日
ガス	LPガスは倒壊しなかった建物の10%と想定(熊本地震では供給停止はなかった)。	LPガス4日
固定電話	固定電話は90%が不通	4~7日
携帯電話	基地局の停電またはケーブル故障で通信不具合	4~7日

5-2 水害

水害における被害想定を表14に示す

表14 水害における被害想定

項目	被害想定・内容	復旧想定
浸水高さ(矢作川)	2階軒下(最大浸水高さ5m)、3階建て以上に避難	
浸水高さ(広田川)	1階軒下、2階建て以上に避難	
堤防決壊	200m(注)	仮堤防7日、復旧14日(注)
排水	排水ポンプ車稼働による排水	10日(注)
孤立日数	最大5日(注)	
浸水家屋(戸)	矢作川決壊時は100%(約7,000戸)	
1次避難場所 避難者数	六ツ美南部小学校も冠水するため避難場所として適切かどうか 考慮する必要がある。車の保全を考えると高台に避難所が必要	
近隣待機場所	水害の場合は指定がない。	
道路	全て冠水。通行不可	排水完了から数週間(注)
上水道	全て冠水。給水不可	排水完了から数か月(注)
下水道	全て冠水。処理不能	排水完了から数か月(注)
LPガス	全て冠水。使用不可	排水完了から1週間(注)
電力	全て停電	排水完了から数週間(注)
固定電話	全て冠水。通信不可	排水完了から数週間(仮復旧)
携帯電話	一部通信不可	排水完了から数日(仮復旧)
その他	自宅滞在者数、近隣避難場所避難者数、その他の場所の避難者 数、車を利用した避難者数、孤立避難者数、ヘリコプターによる 救助人員、ボートによる救助人員については予測不能。(注)	

(注)想定は鬼怒川決壊

6 災害対策本部行動マニュアル添付資料

本マニュアル添付資料を表15に示す

表15 本マニュアル添付資料

災害対策本部行動マニュアル添付資料
A 被災関連報告書
B 指定避難所関連書類
C 指定避難所レイアウト
D 指定避難所関連ステッカ
E 防災備品リスト
F 学区防災委員会備品リスト
G 指定避難所関連ステッカA4横
H 指定避難所関連ステッカA4縦
I 家庭家室の利用方法
J マンホールトイレの設営手順
K 本部テントの設営手順